

(経済産業省委託 カーボンフットプリント制度試行事業) 「広範囲PCRを用いた実証事業」に関する公募要領

経済産業省では、平成21年度より、カーボンフットプリント(以下、「CFP」という。)制度の円滑な導入・普及のため、「CFP制度試行事業」を実施しています。「CFP制度試行事業」とは、商品・サービス(以下「製品」という。)におけるCFPの算定・表示にあたり、消費者の混乱を防ぎ、企業や業界独自の算定ルールの乱立を避けるため、製品の「商品種別算定基準」(以下「PCR」という。)の認定を行い、認定PCRに基づき、CFPを算定し検証したうえで、実際にCFPマークが表示された製品を流通できるようにするものです。

つきましては、「CFP制度試行事業」の一環として経済産業省から委託を受けたみずほ情報総研株式会社(以下「弊社」という。)により、認定された広範囲PCRを用いてCFP算定・表示とその検証を行うことを希望する事業者の公募を以下のとおり実施します。

1. 本事業の概要

本事業は、認定済みの広範囲PCRに基づくCFPの算定・表示とその検証を希望する事業者に対し、CFPの算定、CFPの検証申請までに対する支援を行うものです。本事業の実施期間は、平成23年2月28日までとします。

なお、派遣される支援要員への費用(人件費、交通費など)は弊社が負担いたしますが、その他CFPの算定に係る活動費用(会議費、交通費など)は本事業に採択された事業者で負担いただくこととなります。

2. 公募対象

公募対象は、既に認定済みの広範囲PCRに基づいたCFP算定における支援を希望する事業者となります。
※本事業は通常の支援業務とは異なり、広範囲PCRを用いた実証実験を兼ねていることから、PCR・CFPに関するある一定のレベルの知識を持つ事業者を対象とさせていただきます。

3. 公募期間

平成22年9月6日(月)～9月15日(水)17時必着

4. 応募手続き

申請事業者は、「広範囲PCRを用いた実証事業応募申請書」に必要事項を記載し、提出期限までに郵送で弊社へ提出して下さい(提出期限必着)。提出された応募申請書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募申請書類は返却致しません。

5. 応募条件

本事業において、申請事業者は、CFP算定で主体的に活動することに加え、以下の事項に留意して応募して下さい。

- (1)応募に際し、「カーボンフットプリントの算定結果及び表示方法の検証に関する規程」に従うこと。また、別紙「広範囲PCR実証事業について」に記載された広範囲PCR実証事業の目的・内容に同意すること。
- (2)以下の諸条件を満たすこと。

- ・ 対象製品が最終消費財であること
- ・ 消費者による認知度向上に資するものであること
- ・ 「エコプロダクツ2010」までにCFP検証を終了し、出展を行う意思があること
- ・ 年度内にCFPマークを貼付した製品を市場流通させる意思があること
- ・ 通常のCFP算定については、独自で算定できる能力を持っていること
- ・ 自社内でCFP算定に関する実施体制を作れること
- ・ CFPの算定・表示に際しては、ルール検討委員会における2010年7月時点での改訂後のルールに従うこと

- (3) CFPの算定にあたり、弊社が選定した担当コンサルタントに協力すること(なお、担当コンサルタントに対しては、弊社との間で本支援事業における秘密保持義務に関する契約を別途締結する)。
- (4) 本事業において、申請書等で提供された企業情報及び個人情報について、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、経済産業省及び試行事業事務局が使用することに同意すること。
- (5) 支援事業を通じて必要となる重要情報については、別紙「重要情報の取扱いについて」に同意すること。
- (6) 応募手続きにおいて提出した申請書の内容に変更を加える必要が生じた場合、「広範囲PCRを用いた実証事業応募申請内容変更申請書」に必要事項を記入の上、弊社に提出すること。また、その変更内容について、変更を承認することができないと判断した場合、本事業に基づく支援の全てが中止されることに同意すること。
- (7) その他、経済産業省及び弊社の指示に遅滞なく対応すること。なお、支援を希望する事業者がこれに違反した場合、本事業に基づく支援の全てが中止されることに同意すること。
- (8) 国の他の事業等により、CFP算定支援が行われていないこと。

6. 応募の採択について

弊社は、「広範囲PCRを用いた実証事業応募申請書」に記載された内容を基に、第三者の学識経験者などからなる採択委員会による評価を経て、総合的に判断した上で、予算の範囲内で採択を行います。

(採択結果の通知) 平成22年9月下旬頃までを目途に、「広範囲PCRを用いた実証事業応募申請書」の申請事業者連絡先に記載の連絡先へ「広範囲PCRを用いた実証事業応募申請結果通知書」を送付します。

(採択結果の公表) 審査の結果、採択された事業については、CFPのホームページ(<http://www.cfp-japan.jp>)にて、採択された事業者及び支援事業の概要が掲載されます。

7. 提出・問い合わせ先

CFP制度試行事業事務局

(提出先:みずほ情報総研株式会社 サイエンスソリューション部)

担当: 鈴木、北村

住所: 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア7F

Tel : 03-5281-5320

Fax : 03-5281-5466

以上

本資料は、7/8に開催された「第4回カーボンフットプリント・ルール検討委員会」の配布資料をコピーしたものです。今回の応募条件については、公募要領に従ってください。

広範囲PCRに関する実証事業について

1. 目的

- ・ 広範囲PCR（以下「広範囲PCR」という）を用いたCFP算定及び検証について、以下の実証を行う。
 - 広範囲PCRによるCFP算定・表示とその検証の可能性
 - 広範囲PCRを行う上での課題と改善方法の検討
- ・ 広範囲PCRの試験的運用を通じて、PCRの階層構造の考え方を整理するとともに、個別のPCRが対象とすべき商品群の範囲について検討する。

2. 実証事業の進め方

- ・ 広範囲PCR原案をカーボンフットプリント制度試行事業事務局にて作成の上、PCR認定委員会にて審査を行う。
- ・ 認定された広範囲PCRを用いてCFP算定・表示とその検証を行うことを希望する事業者を公募し、実証を行う。
- ・ なお、以下の条件を満たすものであることが望ましい
 - 消費者による認知度向上に資するものであること
 - 國際的に取組が進んでいるものであること
 - 消費者による取組ニーズが高いものであること
 - 「エコプロダクツ2010」への出展の意思があること
 - 年度内にCFPマークを貼付した製品を市場流通させる意思があること

3. 公募時期

- ・ 広範囲PCRの認定後、直ちに行う
(「エコプロダクツ2010」への出展を想定して設定)
- ・ 必要に応じて、追加で支援事業者を公募することもある

以上

重要情報の取扱いについて

本支援事業の参加事業者は、C F P算定の支援に必要な情報を担当コンサルタントに提示・開示するにあたり、担当コンサルタント以外の第三者に非開示とする情報（以下、「重要情報」と言う）について、重要情報である旨、書面等にて明示をお願い致します。

担当コンサルタントは、重要情報を参加事業者の書面による事前承認がない限り、第三者へは一切漏洩しないこととともに、本支援事業以外の目的には一切使用しないことと致します。

担当コンサルタントに対しては、カーボンファットプリント制度試行事業事務局との間で締結する請負契約において、上記事項を遵守することが義務付けられます。

また、担当コンサルタント側より参加事業者に対して重要情報である旨、書面等にて明示して提示した情報については、参加事業者は第三者へは一切漏洩してはならず、また、カーボンファットプリント制度試行事業以外の目的には一切使用できないことと致します。

なお、参加事業者におかれでは、C F P算定の支援に必要な範囲で、重要情報となるデータ等を隠す等、重要情報の取り扱いを抑制することとします。

以 上